

# 公 募 公 告

水戸地方合同庁舎において、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受けて有償により福利厚生施設（食堂）を出店・営業する業者について、以下のとおり公募を行います。

平成 28 年 12 月 12 日

総務省所管国有財産部局長

茨城行政評価事務所長 田口 美孝

## 1 公募に付する事項

### (1) 件名

水戸地方合同庁舎 1 階における福利厚生施設（食堂）の出店・営業

### (2) 物件概要

ア 施設 区画 水戸市北見町 1 番 11 号

水戸地方合同庁舎 1 階厨房及び食堂等

イ 面積 95.6㎡（食堂61.2㎡、厨房29.3㎡、食品庫5.1㎡）

ウ 備品類 テーブル12台、椅子48脚等

エ その他 上記以外に営業に必要な機器・什器、その他備品類については、出店者にて御用意していただくことになります。

※ 当方の算出基準による賃借料及び光熱水料その他これに準ずるものは、出店者の実費負担となります。

また、営業開始日は、平成29年4月3日を予定しております。

### (3) 使用許可期間

平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで（始期については、変更もあり得る。）

ただし、必要に応じて使用許可期間を毎年度更新することにより、最長 5 年を超えない期間で更新することができる。

### (4) 国有財産の使用許可

本業務を実施する者は、本業務に係る国有財産の使用許可を受けることが必要である。

## 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして次の要件を満たすもの。
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (7) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

### 3 応募申込み

公募への参加を希望する者は、次の受付期間中に申込先に来庁の上、申込みを行うこと。

- (1) 受付期間 平成28年12月12日(月)から平成29年1月16日(月)までの  
土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く平日の  
9時から17時まで（12時から13時までの間を除く）
- (2) 申込先及び問合せ先 水戸市北見町1番11号水戸地方合同庁舎2階  
茨城行政評価事務所 総務室  
電話029-221-3347（直通）担当 久世
- (3) 配付資料 募集要領

### 4 その他

- (1) 申込後、募集要領に基づき平成29年1月19日（木）までに企画提案書等を提出すること。  
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。
- (2) 結果については、提出された企画提案書等を審査の上、平成29年1月27日（金）に決定する。